

# 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業実施要綱

23水漁第1456号  
平成23年11月21日  
農林水産事務次官依命通知  
改正 23水漁第2169号  
平成24年4月6日  
24水漁第1940号  
平成25年5月16日  
25水漁第1803号  
平成26年3月20日

## 第1 趣旨

本事業は、東日本大震災の被害を受けた漁業者のグループ等による省エネルギー性能に優れた漁業用機器設備（以下「省エネ機器設備」という。）の導入を推進することにより、被災地の漁業を単なる復旧にとどまらない省エネに優れた高収益・環境対応型漁業へ転換させるとともに、迅速かつ効率的な漁業の再建を図ることを目的とする。

## 第2 事業主体

本事業の事業主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された民間団体等とする。

## 第3 事業の内容

事業主体は、次に掲げる事業を実施する。

### 1 事務局運営事業

漁業者グループからの申請等の受付、承認その他事業の運営及び指導監督

### 2 省エネ機器設備性能評価事業

(1) 省エネ機器設備の性能に係る調査・情報収集及び評価分析

(2) 省エネ機器設備性能評価委員会の設置及び運営

(3) 省エネ機器設備導入支援事業において助成の対象とする省エネ機器設備の基準の作成

### 3 省エネ機器設備導入支援事業

漁業者グループが行う省エネ機器設備の導入費用に係る助成金の交付

## 第4 省エネ機器設備の基準の承認

1 事業主体は第3第2項(3)に規定する省エネ機器設備の基準を作成したときは、別記様式第1号により、水産庁長官に申請して承認を受けるものとする。基準の内容を変更する場合も同様とする。

2 水産庁長官は、事業主体から省エネ機器設備の基準の承認申請があったときは、申請された基準が次に掲げる要件を満たす場合には、別記様式第2号に基づき、それを承認し、その旨を事業主体に通知するものとする。

(1) 機器の使用の実態に即して出力、排気量等の区分ごとに省エネルギー性能が相程度優れたものが選定される基準となっていること。

(2) 第5第1項(1)から(3)までに掲げる機器の全てについて、基準が設定されていること。

## 第5 漁業者グループによる省エネ機器設備導入に対する助成

### 1 助成の対象となる省エネ機器設備

省エネ機器設備導入支援事業において助成の対象となる省エネ機器設備は、次に掲げる種類の機器設備その他機器設備であって、第4第2項に規定する水産庁長官の承認を受けた省エネ機器設備の基準を満たすものとして事業主体が公表したものとする。

- (1) LED集魚灯設備（集魚灯、直流交流変換器及び操作盤）
- (2) 漁船用エンジン（船内機）
- (3) 漁船用エンジン（船外機）

### 2 漁業者グループによる省エネ機器設備の導入

#### (1) 助成の対象となる漁業者グループの要件

助成の対象となる漁業者グループは、次の要件を全て満たすものとする。

ア 漁業者グループについては、次に掲げる者のいずれかを代表者として含んだグループであること

- (ア) 漁業に従事する個人
- (イ) 漁業協同組合
- (ウ) 漁業を営む法人
- (エ) 漁業を営む団体（漁業に従事する者を主たる構成員とする団体であって、団体の目的、団体の意志決定機関及びその決定方法を含んだ規約を有するもの）

イ グループを代表する者が個人の場合にあつては、助成の申請時点において、65歳未満であること

ウ 地域に同一の漁業を営む者が少ない等特段の理由がある場合を除き、漁業従事者が5名以上で構成されること

エ 漁業者グループについては、全員が、東日本大震災により漁船又は漁具（漁業用機器設備も含む。以下「漁船等」という。）に被害を受けた者であること

オ 漁業者グループの全ての構成員が同一の経営体に属していないこと

#### (2) 漁業者グループによる助成の申請

ア 助成金の交付を受けようとする漁業者グループは、事業主体に対して、別記様式第3号による助成金の交付申請書及び被害状況調書を提出するものとする。

イ 事業主体は、アの交付申請書の内容を審査し、所定の事項が適切に記載され、第5第1項及び第2項（1）の規定を満たすと認めるときは、漁業者グループに対して別記様式第4号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

#### (3) 助成金の概算払

ア 漁業者グループは概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書により請求するものとする。

イ 事業主体は、概算払請求書の提出があつた場合には、これに基づき、助成金の交付が行えるものとする。

#### (4) 事業の報告及び助成金の精算払

ア 漁業者グループは、事業終了後、別記様式第6号により事業実績報告書を作成し、事業終了後速やかに事業主体に提出するとともに、別記様式第7号の精算払請求書により、事業主体に助成金の交付を申請するものとする。

イ 事業主体は、事業実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、

助成金の額を確定し、漁業者グループに対して別記様式第8号により通知し、助成金を支払うものとする。

(5) 助成対象経費及び助成率

事業主体は、漁業者グループが行う省エネ機器設備の導入費用を対象にその1/2以内の金額を助成する。なお、助成対象となる省エネ機器設備の導入費用は以下の費用を含むものとする。

ア 省エネ機器設備の購入費用及び設置費用

イ 従前の設備に係る撤去費用

(6) 省エネ機器設備の管理等

漁業者グループは、この事業により取得した省エネ機器設備の管理運営については、事業主体による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、効率的な利用が図られるようにするものとする。

第6 事業費の交付について

国は事業主体に対して、予算の範囲内において、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

第7 事業主体による省エネ機器設備導入支援事業の周知

事業主体は、省エネ機器設備導入支援事業の助成要領を速やかに作成の上、広く関係者に周知するものとする。

第8 その他

- 1 水産庁長官は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対して必要な指導及び助言を行うことができるものとする。
- 2 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業の実施に関し、必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるものとする。

附則（平成25年5月16日24水漁第1940号）

平成25年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成25年度予算に係る本要綱に定める事業の条件に合致するものであれば、補助対象とすることができる。

附則（平成26年3月20日25水漁1803号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。